

第9回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年3月28日（木）午前9時～午前10時56分
2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2
3. 出席委員 12名
- 会長
- 会長代理 1番 梶 重 明
- 委員 2番 福島 昌信 9番 神掛 ちず子
- 10番 中 尾 隆
- 4番 園 山 秀 国 11番 竹ノ内 春則
- 5番 高 橋 慶 生 12番 興 邊 雄 次
- 6番 前 田 格 男 13番 上水流 政俊
- 7番 清 水 隆 一
- 8番 萩原 とよ子
4. 欠席委員 14番 上 窪 華 15番 重村 耕一郎
5. 議 事 日 程
- (1) 開 会
- (2) 議事日程について
- (3) 議事録署名委員の指名について
- (4) 会期の決定について
- (5) 事務局報告
- ① 合意解約報告書 (16 件)
- ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (7 件)
- (6) 付議事件及び順序について
- 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1 件)
- 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 10 件)
- 日程第3 農地法第4条に規定による許可申請について (議案 1 件)
- 日程第4 非農地証明願の申請審議について (議案 6 件)
- 日程第5 令和6年度最適化活動の目標設定等について (議案 1 件)
- 日程第6 農地利用最適化推進委員の委嘱について (議案 1 件)
- (7) その他農政一般事項
- (8) 閉 会
6. 農業委員会事務局職員 事務局長 局長補佐 管理調整係長 事務補助員

議 長 それでは只今から、第9回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。本日は、重村会長は検査入院のため、上窪委員は所用のため、出席できない旨の申出がありました。

議 長 つきましては、会議規則第7条第1項の規定に基づき、私、梶が議事を進めます。

議 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、6番前田委員と7番清水委員を指名します。

議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が16件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 1ページです。①合意解約申出書16件です。番号1。貸人、湧水町木場〇〇〇〇。借人、湧水町米永 〇〇〇〇。土地の所在 米永字西玉〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡。あっせん等の希望は有です。契約の期間は令和5年3月27日から令和15年3月31日。解約の理由は規模縮小のため。利用権の種類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年2月13日です。以下、番号2から番号5までは、〇〇〇〇さんの規模縮小による合意解約です。番号6。貸人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。借人、湧水町北方 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町田尾原字皆田ヶ山〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和4年3月1日から令和9年4月30日。解約の理由は土地を売買するため。利用権の種類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年2月14日です。番号7。貸人、湧水町木場 〇〇〇〇。借人、湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在 木場字肥〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は平成31年4月25日から令和11年4月30日。解約の理由は土地を売買するため。利用権の種類は使用貸借権。土地の引渡しの時期は令和6年3月1日です。番号8。貸人 始良市 〇〇〇〇。借人、湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在 北方字内原〇〇〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和元年5月24日から令和11年3月31日。解約の理由は耕作者を変更するため。利用権の種類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年2月20日です。番号9。貸人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。借人、湧水町恒次 〇〇〇〇。土地の所在、田尾原

字馬越〇〇，地目は田，面積は〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和5年2月24日から令和15年2月28日。解約の理由は規模縮小のため。利用権の種類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年2月16日です。番号10。貸人，湧水町木場 〇〇〇〇。借人，湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在 木場字川原口〇〇，地目は畑，面積は〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和2年10月26日から令和12年10月31日。解約の理由は利用権設定内容変更するため。利用権の種類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年2月28日です。番号11。貸人，湧水町北方 〇〇〇〇。借人，霧島市国分 〇〇〇〇。土地の所在 北方字宮下〇〇，地目は田，面積は〇〇 ㎡ 外1筆 計2筆で〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は平成30年6月26日から令和10年6月30日。解約の理由は耕作者を変更するため。利用権の種類は使用貸借権。土地の引渡しの時期は令和6年2月28日です。番号12。貸人，湧水町中津川 〇〇〇〇。借人，湧水町鶴丸 〇〇〇〇。土地の所在 中津川字松ヶ迫〇〇〇〇，地目は田，面積〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は有です。契約の期間は令和4年7月1日から令和7年6月30日。解約の理由は規模縮小のため。利用権の種類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年2月28日です。番号13。貸人，湧水町木場 〇〇〇〇。借人，鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在 木場字牧後〇〇，地目は畑，面積〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は平成29年10月1日から令和9年9月30日。解約の理由は甥へ贈与するため。利用権の種類は使用貸借権。土地の引渡しの時期は令和6年3月30日です。番号14。貸人，鹿児島市 〇〇〇〇。借人，鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在 北方字台ノ内〇〇，地目は畑，面積〇〇㎡ 外3筆 計4筆 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和3年8月1日から令和13年7月31日。解約の理由は廃業のため。利用権の種類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年3月30日です。番号15。貸人，湧水町川西 〇〇〇〇。借人，湧水町川西 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町川西字榎木川原〇〇〇〇，地目は田，面積〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和2年4月24日から令和7年3月31日。解約の理由は他の筆と終期を合わせるため。利用権の種類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年3月7日です。番号16。貸人，鹿児島市 〇〇〇〇。借人，湧水町川西 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町川西字前畑〇〇，地目は田，面積〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は平成27年5月25日から令和6年12月31日。解約の理由は土地を売買するため。利用権の種類は使用貸借権。土地の引渡しの時期は令和6年2月29日です。

以上です。

議 長

只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

無ければ、以上で合意解約申出書を終わります。次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が7件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局

5 ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が7件です。
番号1。権利取得者、霧島市 ○○○○。権利取得日、令和6年1月10日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、米永永田○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外3筆 計4筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者、えびの市 ○○○○。権利取得日、令和6年1月10日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、幸田鉄山○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外7筆 計8筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号3。権利取得者、福岡市 ○○○○。権利取得日、令和6年1月16日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川西川路迫○○ 地目は田 面積は○○㎡。田7筆 畑1筆の計8筆 合計面積は○○㎡。あっせん等の希望は有です。次に番号4。権利取得者、湧水町木場 ○○○○。権利取得日、令和6年1月10日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、米永市牟田○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号5。権利取得者、湧水町幸田 ○○○○。権利取得日、令和6年1月10日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、幸田藏下○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外6筆 畑3筆 田4筆 計7筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号6。権利取得者、鹿児島市 ○○○○。権利取得日、令和3年8月17日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川西塚ノ原○○ 地目は畑 面積は○○㎡。田1筆 畑1筆の計2筆 合計面積は○○㎡。あっせん等の希望は無です。次に番号7。権利取得者、鹿児島市 ○○○○。権利取得日、令和5年11月28日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、北方大牟田原○○ 地目は田 面積は○○㎡。外1筆 計2筆 合計面積は○○㎡。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長

只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

- 議 長 以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。以上で事務局報告を終わります。
- 議 長 次に付議事件及び順序についてに移ります。日程第1 議案第74号 農業経営基盤強化促進法の資格審査についてを議題とします。まず利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 6ページです。日程第1 議案第74号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1) 利用権設定 整理番号1号から63号です。下の表の地区別集計表をご覧ください。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田 114,992 m², 畑 36,025 m² 小計 151,017 m²です。次に7ページです。総括表になります。こちらも合計だけ申し上げます。賃貸借の田が 97,122 m², 畑が 24,824 m²。使用貸借の田が 17,870 m², 畑が 11,201 m²となります。詳細については8ページから25ページに記載してありますのでお目通しください。以上です。
- 議 長 まず整理番号1号を審査します。整理番号1号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、7番清水委員が抵触しますので、退席を求めるため、暫時休憩します。
- (清水委員退席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号1号について、ご質問ご意見等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号については、承認することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号1号については、承認することに決定しました。
- 議 長 清水委員の出席を求めるため、暫時休憩します。
- (清水委員着席)
- 議 長 次に整理番号2号から6号を審査します。整理番号2号から6号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、2番福島委員が抵触しますので、退席を求めるため、暫時休憩します。
- (福島委員退席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号2号から6号について、ご質問ご意見等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号から6号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号2号から6号については、承認することに決定しました。

議 長 福島委員の出席を求めるため、暫時休憩します。

(福島委員着席)

議 長 次に整理番号7号から11号を審査します。整理番号7号から11号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、10番中尾委員が抵触しますので、退席を求めるため、暫時休憩します。

(福島委員退席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号7号から11号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号7号から11号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号7号から11号については、承認することに決定しました。

議 長 中尾委員の出席を求めるため、暫時休憩します。

(中尾委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。次に、整理番号12号から整理番号63号を審査します。整理番号3号から整理番号43号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号12号から整理番号63号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号12号から整理番号63号については、承認することに決定しました。

議 長 次に、所有権移転の審査を行います。整理番号1号から3号について、事務局の説明を求めます。

事務局 6ページをご覧ください。今度は、所有権移転です。地区別集計表の真ん中をご覧ください。合計は田のみの11,385㎡です。次に27ページをお開きください。議案第74号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。

(2) 所有権移転です。整理番号1。土地の所在、川添字桶寄〇〇 地目は登記及び現況ともに田、農振内農地で面積〇〇㎡ 外3筆 計4筆で〇〇㎡。渡人、名古屋市 〇〇〇〇。受人、湧水町中津川 〇〇〇〇。経営

面積は〇〇㎡です。利用目的は水稻で全部で〇〇万円です。移転時期及び引渡時期は令和6年3月28日。受人は認定農業者です。次に、整理番号2。土地の所在、川西字新中野〇〇 地目は登記及び現況ともに田、農振内農地で面積〇〇㎡ 外2筆 計3筆 〇〇㎡。渡人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。経営面積は〇〇㎡です。利用目的は水稻で、全部で〇〇万円です。移転時期及び引渡時期は令和6年3月28日。受人は認定農業者です。次に、整理番号2。土地の所在、北方字前田〇〇 地目は登記及び現況ともに田、農振内農地で面積〇〇㎡。渡人、湧水町北方 〇〇〇〇。受人、湧水町北方 〇〇〇〇。経営面積は〇〇㎡です。利用目的は水稻で〇〇万円です。移転時期及び引渡時期は令和6年3月28日。受人は認定農業者です。以上です。

議長 順を追って審議します。まず整理番号1号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議長 休憩を閉じ、会議を開きます。

議長 整理番号1号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

4番 4番園山が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第74号整理番号1号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページから7ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号1号については、承認することに決定しました。

議長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議長 休憩を閉じ、会議を開きます。次に、整理番号2号を審査します。整理番

号2号につきましても、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番 4番園山が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第74号整理番号の2の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、8ページから11ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号2号については、承認することに決定しました。

議 長 次に、整理番号3号を審査します。整理番号3号につきましても、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。

2 番 2番福島が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第74号整理番号の3の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の12ページから14ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号3号については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号3号については、承認することに決定しました。

議 長 以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。

議 長 次に、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請につい

て を議題とします。議案第 75 号から議案第 84 号までの 10 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局

28 ページです。日程第 2 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第 75 号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字四目竹〇〇，地目は田，農振外，面積は〇〇㎡ 外 2 筆 計 3 筆の合計面積〇〇㎡です。渡人，鹿児島市 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由 規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。次に議案第 76 号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字四目竹〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人 湧水町川西 〇〇〇〇。受人 湧水町川西 〇〇〇〇。申請事由は農地集約です。売買価格は全部で〇〇万円です。次に議案第 77 号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字四目竹〇〇 地は田 農振外 面積は〇〇㎡ 外 1 筆 計 2 筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。申請事由 農地集約です。売買価格は全部で〇〇万円です。次に議案第 78 号。権利，所有権移転。土地の所在，米永字金頭〇〇，地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町米永 〇〇〇〇。受人，湧水町米永 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇〇〇㎡です。労力総数 3。申請事由 親子間の贈与です。次に議案第 79 号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字片ツ山〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人 湧水町木場 〇〇〇〇。受人 湧水町木場 〇〇〇〇。労力総数 1。申請事由は親族間の贈与です。次に議案第 80 号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字前畑〇〇 地は田 農振内 面積は〇〇㎡。渡人，鹿児島市 〇〇。受人，湧水町川西 〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由 規模拡大。売買価格は〇〇万円です。議案第 81 号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字塚ノ原〇〇，地目は畑，農振外，面積は〇〇㎡ 外 1 筆 田 1 筆 畑 1 筆の計 2 筆 合計面積〇〇㎡です。渡人，鹿児島市 〇〇〇〇。受人，湧水町川西〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由 規模拡大。親族間の贈与です。次に議案第 82 号。権利，所有権移転。土地の所在，北方字宮下〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人 霧島市隼人町 〇〇〇〇。受人 湧水町北方 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2 申請事由は規模拡大。贈与です。次に議案第 83 号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字黒岩〇〇 地は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人は〇〇〇〇 〇〇〇〇。この方は昨年廃業しました〇〇〇〇の弁護士となります。受人，霧島市牧園町 〇〇〇〇。労力総数 4 申請事由 規模拡大。売買は〇〇〇〇の工場を含めての売買となります。また受

人は霧島市の認定農業者です。次に議案第84号。権利，所有権移転。土地の所在，北方字内ノ原〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人 湧水町木場 〇〇〇〇。受人 湧水町北方 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2 申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。以上です。

議長 農地法第3条の許可区分は，湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず議案第75号について審議します。議案第75号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

4 番 4番園山が報告します。農地法第3条に係る議案第75号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の15ページから17ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ，議案第75号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め，許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第75号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 次に議案第76号について審議します。議案第76号についても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

4 番 4番園山が報告します。農地法第3条に係る議案第76号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の15ページ，18ページ，19ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当 と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ，議案第76号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め，許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。議案第 7 6 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に議案第 7 7 号について審議します。議案第 7 7 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 4 番 4 番園山が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 7 7 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 5 ページ、2 0 ページ、2 1 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 7 7 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 7 7 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に議案第 7 8 号について審議します。議案第 7 8 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 5 番 5 番高橋が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 7 8 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 2 7 ページから 2 9 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、アーモンドを植えるということであるので、下払いなどの除草作業をしっかりと行うよう指導しました。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 7 8 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 7 8 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に議案第 7 9 号について審議します。議案第 7 9 号についても、現地調

査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番 5番高橋が報告します。農地法第3条に係る議案第79号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の27ページ、30ページ、31ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第79号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第79号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に議案第80号について審議します。議案第80号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番 4番園山が報告します。農地法第3条に係る議案第80号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の15ページ、22ページ、23ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第80号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第80号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に議案第81号について審議します。議案第81号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番 4番園山が報告します。農地法第3条に係る議案第81号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議

案参考資料の１５ページ，２４ページから２６ページをご参照ください。
調査事項の中で，現況地目は田及び畑です。地域との調和要件は，すべて
整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありません
でした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

（なしの声あり）

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第８１号は調査委員の報告は許可相当とい
うことです。許可相当と認め，許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。議案第８１号につきましては，許可相当と認め許可
することに決定しました。

議 長 次に議案第８２号について審議します。議案第８２号についても，現地調
査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

２ 番 ２番福島が報告します。農地法第３条に係る議案第８２号の現地調査の報
告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一
覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議
案参考資料の２７ページ，３２ページ，３３ページをご参照ください。調
査事項の中で，現況地目は畑です。地域との調和要件は，すべて整ってお
り特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。
調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

（なしの声あり）

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第８２号は調査委員の報告は許可相当とい
うことです。許可相当と認め，許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。議案第８２号につきましては，許可相当と認め許可
することに決定しました。

議 長 次に議案第８３号について審議します。議案第８３号についても，現地調
査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

４ 番 ４番園山が報告します。農地法第３条に係る議案第８３号の現地調査の報
告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一
覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議
案参考資料の２７ページ，３４ページ，３５ページをご参照ください。調
査事項の中で，現況地目は畑です。地域との調和要件は，すべて整ってお
り特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。
調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 8 3 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 8 3 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に議案第 8 4 号について審議します。議案第 8 4 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 2 番 2 番福島が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 8 4 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 2 7 ページ、3 6 ページ、3 7 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 8 4 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 8 4 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について を終わります。
- 議 長 次に、日程第 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 8 5 号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 日程第 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案 8 5 号。土地の所在 田尾原字上原〇〇、畑 農振外、面積〇〇㎡、地種 2 種。申請人 湧水町田尾原〇〇番地 〇〇〇〇。形態は転用です。用途は山林。申請事由は、周囲を山林に囲まれており、鳥獣被害が多く生産性が低いため、申請地に植林を行い活用したいです。以上です。
- 議 長 議案第 8 5 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 2 番 2 番福島が報告します。農地法第 4 条に係る議案第 8 5 号の現地調査の報

告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書，議案参考資料の38ページから42ページを参照してください。周囲の状況は，北は山林，東は道路，南は山林，西は山林です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，位置図，配置図，被害防除計画書及び誓約書，始末書等がありました。転用許可についての調査意見は，農地転用に関する許可基準に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」また，転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し，ご質問・ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第85号は調査委員の報告は許可相当ということですから。許可相当と認め，転用面積が3,000㎡を超えることから，県定例常設審議委員会の諮問を経て，県知事に進達することにご異議ございませんか。許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第85号については，許可相当と認め，県定例常設審議委員会の諮問を経て，県知事に進達することに決定しました。

議 長 以上で 農地法第4条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に，日程第4 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第86号から議案第91号までの6議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 33ページです。日程第4 非農地証明願の申請審議について。議案第86号。願出人は熊本県八代市 ○○○○。土地の所在，木場字川原口○○地目は畑，面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，平成10年頃，農地法の許可を得ないで植林したため山林化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号，第3号，第4号，第9号です。次に議案第87号。願出人は湧水町米永 ○○○○。土地の所在，米永字金頭○○ 地目は畑，面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，10年以上耕作放棄であり2000年頃平成12年頃から雑木林となった。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号，第3号，第5号です。次に議案第88号。願出人は湧水町米永 ○○○○。土地の所在，米永字雪ノ山○○ 地目は畑，面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，昭和49年頃，農地法の許可を得ないで植

林したため山林化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号，第6号，第9号です。次に議案第89号。願出人は湧水町米永 ○○○○。土地の所在，木場水ノ元○○ 地目は畑，面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，平成元年ごろから耕作放棄され，平成8年頃，農地法の許可を得ないで植林したため山林化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号，第6号，第9号です。次に議案第90号。願出人は湧水町木場 ○○○○。土地の所在，木場字肥○○ 地目は畑，面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，昭和47年頃，農地法の許可を得ないで植林したため山林化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号，第4号，第6号，第9号です。次に議案第91号。願出人は湧水町木場 ○○○○。土地の所在，木場字轟○○ 地目は畑，面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，昭和50年頃，農地法の許可を得ないで植林したため山林化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号，第4号です。以上です。

議 長 まず，議案第86号を審議します。議案第86号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

4 番 4番園山が報告します。非農地証明願いに係る議案第86号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の43ページから46ページをご参照ください。調査意見は，申請地は平成10年頃農地法の許可を得ないで植林し山林化しており，今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから，非農地判断基準の第2号，第3号，第4号，第9号に該当することを確認したことから，非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 他にご質問ご意見等がなければ，議案第86号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案86号につきましては，非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

- 議 長 次に、議案第 87 号を審議します。議案第 87 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 5 番 5 番高橋が報告します。非農地証明願いに係る議案第 87 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 43 ページ、47 ページから 49 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は 10 年以上耕作放棄され、また雑木林となっており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 5 号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第 87 号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案 87 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 88 号を審議します。議案第 88 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 5 番 5 番高橋が報告します。非農地証明願いに係る議案第 88 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 43 ページ、50 ページから 51 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は昭和 49 年頃、農地法の許可を得ずに植林し山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 6 号、第 9 号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第 88 号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行するこ

とにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案８８号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第８９号を審議します。議案第８９号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

２ 番 ２番福島が報告します。非農地証明願いに係る議案第８９号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の４３ページ、５３ページから５５ページをご参照ください。調査意見は、申請地は平成８年頃農地法の許可を得ずに植林し山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第２号、第６号、第９号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第８９号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案８９号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第９０号を審議します。議案第９０号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

２ 番 ２番福島が報告します。非農地証明願いに係る議案第９０号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の４３ページ、５６ページから５８ページをご参照ください。調査意見は、申請地は昭和４７年頃農地法の許可を得ずに植林し山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第２号、第４号、第６号、第９号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第90号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案90号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第91号を審議します。議案第91号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

5 番 5番福島が報告します。非農地証明願いに係る議案第91号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の43ページ、59ページから61ページをご参照ください。調査意見は、申請地は昭和50年頃農地法の許可を得ずに植林し山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第4号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第91号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案91号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 以上で、非農地証明願の申請審議について を終わります。

議 長 次に、日程第5 令和6年度最適化活動の目標設定等について を議題とします。議案第92号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 日程第5 令和6年度最適化活動の目標設定等について ですが、議案番号が抜けておりました。誠に申し訳ございません。議案第92号と記入をお願いします。それでは、議案第92号 令和6年度最適化活動の目標設定等について 説明いたします。まず、1番目 農業委員会の現在の体制ということですが、農業委員の定数が15名ということですが、現在実数

が14名となっております。また推進委員につきましても、14名の定員に対し本日現在13名となっておりますが、この後の新委員の委嘱の中でお諮りしますが、14名で提出しようと考えております。次に2番目の、総農家等の数ですが、直近の農林業センサスを使用しているため変更はございません。耕地面積も直近の耕地及び作付面積統計を使用しており、田が880ha、畑が807ha、計が1,690 ha となっております。続いて、最適化活動の目標ということになりますが、農地面積が1,690 ha となりますが、これまでの集積面積が753 ha、集積率が44.6%ということになっております。令和6年度の目標として県から示された数字が、新規集積面積が41.5 ha ということなので、求められております。集積率の目標が47%となっております。遊休農地については、なかなか解消が進まないのが現状ですが、資料記載のとおりです。あと、新規参入の促進についてですが、毎年新規参入の方がいらっしゃいますが、今後も新規参入者の確保に努めていかなければならないところです。次に最適化活動の目標数値です。昨年度と同様の月10日ということ設定しております。こちらにつきましては、些細な活動でも構いませんので、必ず日誌に記載をお願いします。最適化活動の報酬につきましては、活動日数の状況で国から配分がされます。今年までは激変緩和の制度があったのですが、来年からはその制度もなくなりますので、こまめな農地の見回り、農家との相談業務、事務局との打合せ等を日誌に記載をしていただければと思います。また、相手さんに電話を掛けて、相手が不在だった場合も活動と見なされますので、日誌に記載していただくことが活動の日数の増加に繋がりますので、記入をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 これは何のために目標設定はするのですか。説明をお願いします。
事務局 最適化の活動の目標設定については、農業委員15名と最適化推進委員14名の皆さんで、それぞれ農地のあっせん、遊休農地の解消、新規参入の促進等の目標がありますが、それぞれの活動に目標数値を設けて、活動していきましょうということになっておりますので、その目標にがんばっていきましょうということ設定したところです。

議長 他にありませんか。
事務局 活動目標で10日とありますが、農地中間管理事業等でも活動していただいていると思います。とにかく農業委員・推進委員として活動した場合には日誌に記入をよろしくお願いします。

議長 他にご質問・ご意見等がなければ、議案第92号令和6年度最適化活動の

目標の設定等につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第92号令和6年度最適化活動の目標の設定等につきましては、原案のとおり決定しました。

議 長 以上で、令和6年度最適化活動の目標の設定等について を終わります。
議 長 次に、日程第6 農地利用最適化推進委員の委嘱について を議題とします。議案第93号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 日程第6 議案第93号 農地利用最適化推進委員の委嘱について。まず、これまでの経過について、概要を説明いたします。米永地区の推進委員については、今年の1月16日(火)から2月8日(木)までの期間において、旬報や町のホームページで募集を行いました。その間、米永地区の担当農業委員である梶代理が、米永地区の区長さん等と協議をしながら、多くの方に声をかけていただきましたが、募集期間内での応募はありませんでした。その後も、梶代理の方では、色んな方に声をかけていただいたところ、今回の候補者である「小島 良一」氏の承諾を得て、応募していただき、今回の議案となったところであります。それでは、当議案の審議の進め方について、ご説明いたします。まず、湧水町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則第7条「湧水町農業委員会の委員の会議(以下「総会」という。)において候補者の評価を行う」の規定に基づき、候補者の評価を行っていただきたいと思います。その後、同規則第8条において「総会での評価の結果に基づき、推進委員を委嘱する。」という規定に基づき、委嘱の決定を行っていただきたいと思います。次に評価の方法について、ご説明いたします。まず、農業員会等に関する法律第17条第1項において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」とあります。この規定に基づき作成しました、別紙「具体的評価【評価項目】」の内容について、評価をお願いしたいと思います。

議 長 23点ということになるようです。これもやっと小島氏がひとり申請をしてくれたおかげで、推進委員が、定数になろうかとしているところですが、委嘱についてはどうですか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしですか。ありがとうございます。異議なしということでもいいですか。

(異議なしの声あり)

議 長 ありがとうございます。つきましてはですね、議案第93号、農地利用最

適化推進委員の委嘱につきましては，小島良一氏に委嘱することに決定しました。

議 長 以上で，農地利用最適化推進委員の委嘱について を終わります。

議 長 次に，その他農政一般事項についてですが皆様方から何かございませんか。
(なしの声あり)

議 長 なければ，以上で終わります。以上で，本日付議されました議案は全部終了いたしました。これで，第9回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前10時56分